

# (仮称) 大阪市こども計画と次期大阪市こどもの貧困対策推進計画について

## こども基本法（令和5年4月1日施行）

### 目的（法第1条）

これまで、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきたこどもに関する様々な取組を講ずるにあたっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、**こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施してための包括的な基本法**として制定。

### こども大綱（法第9条）

従来の3つのこども施策に関する大綱をこども大綱に一元化し、政府全体として、**統一性ある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていく。**



### こども大綱

少子化社会対策大綱

子供・若者育成支援推進大綱

**子どもの貧困対策に関する大綱****こどもの貧困対策は、重要なこども施策の1つに位置付けられている**

### 都道府県こども計画、市町村こども計画（法第10条）

国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画を作成するよう努める。

当該計画は、既存の法律に基づく複数の計画（こどもの貧困対策推進計画については子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき策定）を一体のものとして作成することができる。

# （仮称）大阪市こども計画と次期大阪市こどもの貧困対策推進計画について

## （仮称）大阪市こども計画

○大阪市こども・子育て支援計画

○大阪市こどもの貧困対策推進計画

概略を記載し、詳細は別冊を参照する旨を明記

## 別冊：次期大阪市こどもの貧困対策推進計画の策定

- ・現計画の進捗の振り返り
- ・本年実施する「大阪市子どもの生活に関する実態調査」（※）の結果から見えてくる課題への対応を検討

・次期大阪市こどもの貧困対策推進計画（R7～）を策定し、引き続き、社会全体でこどもの貧困対策に取り組む！！

（※）

### 計画名称

次期大阪市こどもの貧困対策推進計画  
（令和7年4月～）

### 策定のための調査

大阪市子どもの生活に関する実態調査（調査時期：R5. 6～7）

- ・市立小5の全児童と保護者 約19,000世帯
- ・市立中2の全児童と保護者 約17,000世帯
- ・市内認定こども園、幼稚園、保育所等の5歳児の保護者 約20,000世帯